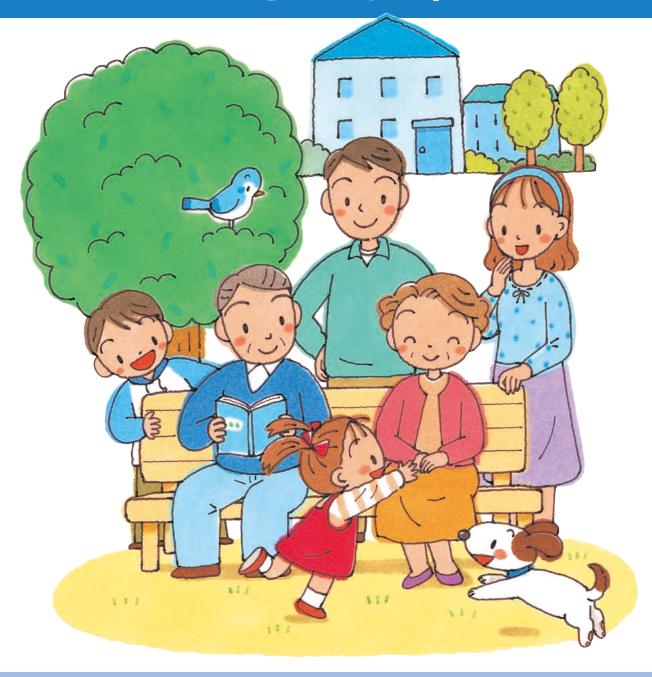
平成26年度版

後期高齢者医療制度のしくみ



後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために始まった、75歳以上の人などが対象の独立した医療保険制度です。現役世代が高齢者世代を支えるとともに、高齢者世代も保険料と医療費の一部を負担することで次代に皆保険制度を引き継いでいく支え合いのしくみです。



群馬県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度 で受けられる給付

病気やけがの治療を受けたとき

医療費は、かかった費用の1割(現役並み 所得者は3割)を自己負担します。

◆所得区分について



現役並み所得者	役並み所得者 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人(※	
一 般	現役並み所得者、低所得者以外の人	
低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である人	
低所得者 I	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円 となる世帯の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)	

- ※ただし、住民税課税所得が145万円以上でも、下記の ①~❸のいずれかに該当する場合は、申請により「一般」 の区分と同様に1割負担となります。
 - 1 後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に1人で、収入額が 383万円未満の人
 - ②後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に2人以上で、収入 合計額が520万円未満の人
 - ③後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に1人で、収入額が 383万円以上であって、世帯に70歳から74歳の人がいる 場合、その人との収入合計額が520万円未満の人

所得金額の合計額から各種所得控除金額を控除した金額を いいます。 住民税 課税所得

ただし、課税年度の前年12月31日現在において世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満 の人がいる場合には、その人数に一定額(16歳未満は33 万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を被保険 者の所得から控除して算定します。

収入とは

とは

所得税法に規定する、各種所得の計算上収入金額とするべ き金額および総収入金額に算入するべき金額の合計額です。 確定申告による株式等の譲渡収入なども対象となります。

1か月に支払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が「高 額療養費」として支給されます。

一保険医療機関での支払いは、外来も入院もそれぞれの限度額までです。

ただし、低所得者 II・Iの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が 必要になりますので、市町村後期高齢者医療担当に申請してください。

●高額療養費の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%※
— 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者 I		15,000円

※医療費総額(10割)が267,000円を超 えた場合は、超えた分の1%が加算され ます。また、過去12か月の間に、外来+ 入院の高額療養費の支給を3回以上受け ている場合は4回目以降の限度額が 44,400円となります。

●75歳になった月に限って、それ以前に加入していた医療保険と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額を2 分の1ずつとします。

高額療養費の計算のしかた

●個人ごとに外来の自己負担額を計算

複数の保険医療機関で「外来の限度額(個人ごとの限度額)」を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

❷世帯の外来・入院の自己負担額を合算

世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける人が複数いる場合は合算し、「外来+入院の限度額(世帯ごとの 限度額)」を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、 決められた標準負担額を自己 負担します。



◆入院時食事代の標準負担額

所得区分		食事代 (1食あたり)	
現役並み所得者		260円	
一 般		260円	
/C=C/10 ±/ T	90日までの入院	210円	
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	160円	
低所得者 I		100円	

- ●低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額 認定証」が必要になりますので、市町村後期高齢者医 療担当に申請してください。
- ●入院したときの食事代と療養病床に入院したときの負担額を低所得者がやむを得ず一般の区分で負担したとき、後日、申請することにより差額の支給を受けられる場合があります。

療養病床に入院したときの負担額

療養病床に入院した ときの食費と居住費は、 決められた標準負担額 を自己負担します。



◆療養病床の標準負担額

所得区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者	460円 *	320円
— 般	460円 *	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者 I	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※一部医療機関では420円の場合があります。

高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費の自己負担額と介護サービスの利用料が合算できます。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して下記の限度額(年額)を超えたとき、その超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

◆高額介護合算療養費の限度額

(年額/8月1日~翌年7月31日)

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	67万円
— 般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者 I	19万円



※低所得者 I で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、 限度額の適用方法が異なります。

その他の 給付

- ■葬祭費の支給(5万円)
- ■緊急入院や転院で移送が必要になったとき(広域連合が認めた場合)
- ●やむをえず全額自己負担したとき
- ●療養費の支給(医師が必要と認めた補装具等)
- ●海外渡航中に治療を受けたとき(ただし治療目的の渡航は除く)



後期高齢者健康診査を受診しましょう!

被保険者は、後期高齢者健康診査(健診)を受診することができます。この健診は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見を目的として行われます。広域連合が市町村に委託して実施しています。詳しくは、市町村の健診担当にお問い合わせください。

Q

後期高齢者健康診査を 受診する際に費用は かかりますか? 無料で受診することが できます。

被保険者

- 75歳以上の人
- ▶65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人で、 広域連合の認定を受けた人
- ※一定の障がいのある人とは、国民年金の障害年金1、2級を受給している人、 身体障害者手帳(1~3級と4級の一部)をお持ちの人などです。該当する 人は、75歳になるまで任意で加入・脱退を申請できます。ただし、遡って の申請はできません。





対象となる日

- ●75歳の誕生日当日
- ●一定の障がいがある65歳以上の人は、広域連合の認定を受けた日

75歳になるときに 加入の届け出が 必要ですか?

加入の届け出の必要はありません。そ れまで加入していた医療保険(国保や健 康保険など)の資格を失い、後 期高齢者医療制度の被保険者と なります。

※被保険者証は誕生日前に送付されます。

お医者さんにかかるとき

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚交付さ れます。被保険者証には自己負担割合(1割または3割)な どが記載されていますので、お医者さんにかかるときには、 被保険者証を忘れずに提示してください。自己負担割合は、 かかった医療費の1割、現役並み所得者は3割です。



保険医療機関にかかるときの注意

現在、休日や夜間に軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治 療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるように、保険医療機関の受診や薬 局での薬の調剤の際には、以下のことに留意しましょう。

関を受診しようとする際には、 平日の時間内に受診することが できないか、もう一度考えてみ

気になることがあっ たら、まずは相談し ましょう。

◆休日や夜間に、救急保険医療機●かかりつけ医を持ち、●同じ病気で複数の保険医療機関●薬が余っているときは、 を受診することは、控えましょ う。重複する検査や投薬により、 かえって体に悪影響を与えてし まう心配が

医師や薬剤師に相談しま しょう。







あります。

保険料



被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料額は、次の方法により個人ごとに決まります。 保険料を決める基準(均等割額、所得割率)については、 2年ごとに見直し・改定され、お住まいの市町村を問わず、群馬県内で均一となります。

保険料の求め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計となり、個人単位で計算されます。

平成26・27年度の2年間は、均等割額43,600円、所得割率8.60%で 計算します。また、1人あたりの年間保険料額の上限額は57万円です。

均等割額十所得割額

年間保険料

(100円未満切捨て)

均等割額 43,600円

+

所得割額

(総所得金額等-33万円)×8.60%

※均一の保険料よりも低くなっていた上野村、甘楽町、旧六合村地域も、平成26年度以降は均一保険料となります(制度発足前に県平均より医療費が著しく低かった地域は、6年間の経過措置がありました)。

交通事故などにあったとき

交通事故などによって、けがや病気をして後期高齢者医療で治療を受けるときは、必ずお住まいの市町村後期高齢者医療担当へ届け出ましょう。

交通事故などの医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担するべきものです。届け出をしていただくことで、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することができます。



ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

最初に作られた薬(新薬: 先発医薬品)の特許が切れてから同じ 有効成分を使って作られた薬です。

- ●先発医薬品より安価で、経済的です 患者さんの負担軽減、医療保険財政の改善につながります。
- ●効き目や安全性は、先発医薬品と同等です 薬の形、色が先発医薬品と異なる場合や、ジェネリック医薬品がない薬品もあります。ジェネリック 医薬品を希望される場合は、希望カードを提示するなどして、保険医療機関や薬局に相談しましょう。



保険料が軽減される場合

■所得に応じた軽減

1 所得に応じて均等割の軽減が受けられる場合があります

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の表に 該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員が軽減後の均等割額となり ます(本来7割軽減の世帯は平成20~25年度は経過措置により8.5割軽 減でしたが、経過措置が延長され、平成26年度も8.5割軽減となります)。



延	
X	IX \
されま	きした。
7	

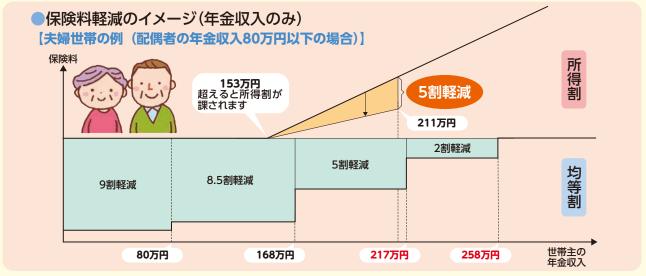
改正 されました

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80万円以下」の世帯(その他に各種所得のない場合に限る)	4,360円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	6,540円
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円 × 世帯の被保険者数」以下の 世帯 ★世帯主も対象となり、1人世帯でも対象に	21,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+45万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯 ★35万円から45万円となり、軽減対象が拡大	34,880円

※65歳以上の年金収入330万円未満の場合は、「年金収入-(120万円+15万円)」が軽減の判定をするため の所得になります。

う 所得に応じて所得割額の軽減が受けられる場合があります

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等(所得割額の算定に用いる所得)が58万円以下の人は**所得割額が一律5割軽減**されます(例えば、年金のみの収入であれば、年金収入153万円を超え211万円までの人が5割軽減に該当します)。



■職場の健康保険などの被扶養者であった人

職場の健康保険などの被扶養者であった人の保険料は、平成26年 度も**均等割額が9割軽減**されます。所得割額は課されません。



延長 されました 経過措置として平成25年度まで保険料の均等割額が9割軽減となっていましたが、この措置が延長され、平成26年度も均等割額が9割軽減されます(所得割額は課されません)。

対象となる人 資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった人 ※国保、国保組合に加入していた人は、該当しません。

保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金額などによって年金から差し引かれる①特別徴収と、納付書などで納める②普通徴収の2通りに分かれます。また、本来なら特別徴収で納めていただく人でも、事情により納付書などで納めていただく場合もあります。



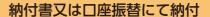
「介護保険料を引かれている年金の額が」**18万円以上**の人

後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が

「介護保険料を引かれている年金の年額」の2分の1を超えない人

「介護保険料を引かれている年金」から差し引き

「介護保険料を引かれている年金の年額」の2分の1を超える人



※介護保険料は引き続き年金から差し引かれます。

介護保険料が年金から差し引かれていない人 または年金額が年額18万円未満の人

納付書又は口座振替にて納付

年金から差し引かれている人でも口座振替に変更が可能です

保険料を年金から差し引かれている人は、原則として**口座振替に変更**することができます(確実な振替が見込めない人については、認められない場合があります)。
※<わしくは市町村後期高齢者医療担当にお問い合わせください。



災害などで被害を受けたときは、保険料の減免が受けられますか?

災害などで重大な被害を受けたときやその他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免される場合があります。



保険料を滞納 するとどうな・ りますか?

A

特別な理由がなく保険料を 滞納した場合は、有効期間の 短い被保険者証(短期被保険 者証)が交付されることがあ ります。



保険料の納付が困難となったときは、お住まいの市町村後期高齢者医療担当に御相談ください。

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受けられる人へ

- ●医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫など(肉離れ を含む。)と診断や判断され施術を受けた場合や、骨や筋肉、関節 のけがや痛みで負傷原因がはっきりしている場合は、保険の対象 になります。
- ●負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状か)を正確に伝 えてください。



- ●療養費支給申請書の内容(負傷原因および負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名または捺印 をしてください。
- ●領収書を必ず受け取って保管し、医療費通知で金額および日数の確認をしてください。
 - ・領収書は、確定申告などで医療費控除を受ける際にも必要ですので大事に保管してください。
- ●施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- ※次の場合には保険診療の対象になりません。
- ①疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ②脳疾患後遺症などの慢性病や病状の改善のみられない長期の施術
- ③保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などで治療中の場合
- 4 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷の場合

【治療内容について保険者からお尋ねする場合があります。その際は、回答に御協力くださいますようお願いします。】

はり・きゅうの施術を 受けられる人へ

- ●医師の発行した同意書や診断書がある場合は、保険の対 象になります。
- ●保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間は、 はり・きゅう施術を受けても保険診療の対象にはなりま せん。

マッサージの施術を 受けられる人へ

- ●筋麻痺や関節拘縮などで医療上 マッサージを必要とする症例につ いて施術を受けた場合は、保険の 対象となります。(医師の発行した 同意書や診断書が必要です。)
- ●単に疲労回復や慰安を目的とした もの、疾病予防のためのマッサー ジなどは保険診療の対象となりま せん。

お問い合わせ

申請や届け出・保険料の御相談は 市町村後期高齢者医療担当へ!

または、群馬県後期高齢者医療広域連合

群馬県前橋市大渡町一丁目10番地7 群馬県公社総合ビル6階

代表電話 ☎(027)256-7171

FAX

(027) 255-1312

ホームページ http://www.gunma-kouiki.jp/

e-mail

info@gunma-kouiki.jp

※制度の見直しにより内容が変更になる場合があります。

igl(igcup igl) igl(oxblue igl) igl(ox igl) igl(oxblue igl) igl(ox igl) igl(oxblue igl) igl(oxblue igl) igl(ox igl)

